

【注の追加】

(追加)

注11 有床診療所療養病床入院基本料を算定する診療所である保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出たものに入院している患者については、有床診療所療養病床在宅復帰機能強化加算として、1日につき10点を所定点数に加算する。

第2節 入院基本料等加算

A200 総合入院体制加算（1日につき）

【項目の見直し】

- 1 総合入院体制加算 1
- 2 総合入院体制加算 2

240点  
120点

- 1 総合入院体制加算 1 240点
- 2 総合入院体制加算 2 180点
- 3 総合入院体制加算 3 120点

A205 救急医療管理加算（1日につき）

【点数の見直し】

- 1 救急医療管理加算 1
- 2 救急医療管理加算 2

800点  
400点

900点  
300点

A207-2 医師事務作業補助体制加算（入院初日）

【点数の見直し】

- 1 医師事務作業補助体制加算 1
- イ 15対1補助体制加算

860点

- 1 医師事務作業補助体制加算 1 870点